

令和7年度 要望と国の回答、令和8年度 要望（案）

III 太平洋クロマグロの資源管理について

本県委員会要望	連合会 要望事項	国の回答	令和8年度 要望（案）
<p>1 再放流等のための経営コスト増大については「クロマグロ混獲回避活動事業」等が設置されているが、まだ十分な成果が得られておらず、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来たさないよう、迅速な支払いを、今後とも行うこと。また、今後も厳しい資源管理が継続されることが予想されるため、同事業の継続に努めること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 資源管理による規制措置により操業停止を余儀なくされる漁業者に対し、国では漁業収入安定対策事業等により、漁業共済制度を上乗せ・補完する補償制度が毎年度予算措置により追加実施されているが、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、これらの支援措置をきちんと網羅し、法的な裏付けのある体系的に整理した制度として継続実施すること</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 若齢魚に対する漁獲規制が実施されたことにより、沿岸漁業、特に定置網漁業は大混乱に陥った。沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう努めること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>③ 混獲回避、減収に対する支援制度</p> <p>ア クロマグロ混獲回避の取組支援 混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。</p> <p>イ 混獲回避型休漁支援 混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。</p> <p>ウ 漁業収入安定対策事業の拡大 資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。</p> <p>エ 迅速な支払い 上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を來さないよう、迅速な支払いを行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>② 漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用</p> <p>ア 沿岸漁業に配慮した配分 国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理</p>	<p>【水産庁】 (アからエまでについて)</p> <p>1 クロマグロの放流等による混獲回避への取組に対し、令和6年度事業においては、混獲回避用の機器等のデータを提供する場合は支援上限額を400万円に引き上げる等、事業の拡充を行った。また、混獲回避のための休漁支援の予算を確保するとともに、小型魚から大型魚へ漁獲対象を転換する取り組みを支援する事業を開始するなど、支援策の更なる充実を図っているところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【水産庁】</p> <p>1 くろまぐろの国内配分については、水産政策審議会の下に学識経験者や、沿岸漁業者の団体の代表を構成委員とする「くろまぐろ部会」を設置し、そこでとりまとめた「配分の考え方」に基づき行っている。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 昨年の増枠を踏まえた国内配分についても、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>2 再放流等のための経営コスト増大については「クロマグロ混獲回避活動事業」等が設置されているが、まだ十分な成果が得られておらず、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を來さないよう、迅速な支払いを、今後とも行うこと。また、今後も厳しい資源管理が継続されることが予想されるため、同事業の継続に努めること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 資源管理による規制措置により操業停止を余儀なくされる漁業者に対し、国では漁業収入安定対策事業等により、漁業共済制度を上乗せ・補完する補償制度が毎年度予算措置により追加実施されているが、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、これらの支援措置をきちんと網羅し、法的な裏付けのある体系的に整理した制度として継続実施すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>1 ISCが行った将来予測のシミュレーションのもと、極めて厳しい漁獲規制が行われたが、既に、10年以上が経過していることから、水産庁は、日本で実施されたクロマグロの漁獲規制の妥当性について、事後評価を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>4 令和7年度に増枠されたTACの配分については、負担の公</p>

<p>区分への配分枠を増やすこと。 イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し</p> <p>資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。</p> <p>また、配分方法について協議するための検討会を設け、協議の場に各都道府県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。</p> <p>内容変更</p> <p>4 2002年から2004年をTAC設定の基準年としたこと、および、上記期間の小型魚の平均漁獲量の削減率を50%としてTACを設定したこと、等の科学的根拠を明らかとすること。また、TACの設定方法、および大臣許可漁業と知事管理漁業へのTACの配分方法に関して、抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>新規</p> <p>5 令和7年度にTACの増枠が予定されている。増枠されたTACの配分については、負担の公平性という観点から、これまでの負担のアンバランスが是正されるよう、大型魚、小型魚双方に対して、沿岸漁業者への配分を増大し、沿岸漁業者が納得できるような配分とすること。また、上記のTACの配分方法を協議するための検討会を設け、その検討会に各県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。</p> <p>新規</p>	<p>3 さらに、国の留保枠からの配分については、「配分の考え方」に基づき、小型魚・大型魚ともに全量を沿岸漁業に配分している。</p> <p>内容変更</p> <p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>① 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現</p> <p>ア 日本の漁獲枠の増枠</p> <p>太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で、引き続き議論をリードし、国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むこと。</p> <p>内容変更</p> <p>イ 資源評価結果を反映した増枠の実現</p> <p>最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。</p> <p>継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 資源管理の取組の結果、クロマグロの資源は回復傾向にあり、昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合において、小型魚10%、大型魚50%を基本とする増枠等が決定され、日本の漁獲上限も、2025年から、小型魚4,407トン(400トン増)、大型魚8,421(2,807トン増)に増枠された。また、未使用漁獲枠の繰越については、原則5%以内であるところ、昨年の年次会合では、17%に拡大する特例措置を期限なく適用できることが合意された。</p> <p>新規</p> <p>2 昨年合意されたWCPFC保存管理措置は2026年に見直しを行う旨規定されているが、次回の漁獲上限の見直しは、現在議論中の新たな管理方式に基づき行われる見込みであるところ、同管理方式の議論を着実に進めていく必要がある。引き続き、漁業関係者の皆様による資源管理の取組を後押ししつつ、国際社会における議論を積極的に主導してまいりたい。</p> <p>新規</p> <p>3 なお、次回の資源評価は2027年を予定しているが、資源評価については、国際的な科学機関であるISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)に関係国・地域の研究者が集まり、相当な時間と労力を費やして実施されるものであり、また、1年間では資源評価に係るデータの更新が限定的なものとなることから、1年ごとの資源評価は現実的ではない。</p> <p>継続</p>	<p>平性という観点から、これまでの負担のアンバランスが是正されるよう、大型魚、小型魚双方に対して、沿岸漁業者への配分を増大し、沿岸漁業者が納得できるような配分とすること。また、上記のTACの配分方法を協議するための検討会を設け、その検討会に各県の沿岸漁業の代表者が参加できること。</p> <p>内容変更</p> <p>5 令和7年度に増枠されたTACの配分については、「くろまぐろ部会」が提案した「配分の考え方」に基づき、配分が実施された。しかし、「くろまぐろ部会」において、「くろまぐろ漁業者」に寄り添った、科学的、合理的な検討が行われたとは評価できない。については、水産庁は部会・委員に対して、必要な助言・指導を行うこと。</p> <p>新規</p>
---	---	---	---

IV 沿岸資源の適正な利用について

本県委員会要望	連合会 要望事項	国の回答	令和8年度 要望(案)
<p>マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について</p> <p>1 MSY理論やホッケー・スタイルによる目標管理基準値は現実的ではないため、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、漁業者も納得できる、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。</p>	<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用 ② 海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定</p> <p>目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値は、現在利用可能な最新の科学的知見を踏まえて実施される資源評価に基づき、設定されているものである。 継続</p> <p>2 これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価では、漁獲以外の海洋環境の影響を考慮した管理基準値の提案や将来予測が行われ、これに基づく資源管理を実施しているところである。 内容変更</p> <p>3 マサバ太平洋系群については、生物特性（成長・成熟）が歴史的に見て非常に悪い状況にあることを考慮した資源評価結果に基づき、令和6年度中に資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）を3回開催し、その結果を踏まえて資源管理方針を見直した結果、令和7管理年度のTACは前年比で6割削減となった。 新規</p> <p>4 また、大中型まき網漁業においては、漁獲割当て（IQ）方式によりTAC管理が行われており、漁獲対象が、より高い魚価が見込める大型魚へシフトすることが期待される。 新規</p> <p>5 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理に取り組んでまいりたい。 内容変更</p>	<p>マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について</p> <p>1 なぜ、50年以上もデータが蓄積されているマサバ太平洋系群に対してMSY水準すら推定できないのか、MSY水準が推定できないと判断した理由を説明すること。使用している資源変動の理論（MSY理論）が誤っているのならば、間違いを認め、海洋環境の変動に基づく新しい資源変動理論を構築し、より科学的な資源管理を実施すること。 内容変更</p> <p>2. たった1年で、これほどまでに資源評価結果が変わってしまうことに対する説明を行うこと。また、「F50%SPR」をMSYの代替値とする等、科学的根拠を示すことなく、管理基準値を変更するようなことはやめること。また、急激かつ大幅に漁獲量が変更され、漁業者を混乱させるようなことがないように、管理の継続性等にも十分配慮を行うこと。 内容変更</p>
<p>2 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行うこと。</p>	<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用 ③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施</p> <p>漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁業法に基づく資源管理の推進に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。 継続</p> <p>2 また、資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。 継続</p>	<p>3 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であるが、今回の結果をみると、逆に漁業者の不信感は増えているように思われる。漁業者が納得できる資源分析、管理基準値を提示すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行うこと。 内容変更</p>

		<p>3 こうした目標を目指す過程で一定以上の減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填しているほか、漁業経営セーフティーネット構築事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p>	
<p>3 マサバ太平洋系群の資源を回復するためには、外国漁船による公海上での乱獲を防ぐことも不可欠であることから、国際的な連携体制のもと、実効性のある資源管理の取組みを進めること。 【継続】</p>	<p>4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマ等公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TACの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。 公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。 【内容変更】</p>	<p>【水産庁】 <国際的な資源管理の推進> 1 北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC（北太平洋漁業委員会）を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。 2 サンマについては、本年3月に開催されたNPFC第9回国年次会合において、2025年の措置として、公海におけるTACを昨年の13万5千トンから10%削減した12万1500トンに削減する等の措置が合意された。 3 マサバについても、同会合において、公海における漁獲量を昨年の10万トンから約3割削減し、7万1千トンに制限する措置が合意された。 4 さらなる強化に向けて、来年4月の次回国年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存である。</p> <p><科学的評価の実施> 5 また、外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。</p>	<p>4 マサバ太平洋系群の資源を回復するためには、外国漁船による公海上での乱獲を防ぐことも不可欠であることから、国際的な連携体制のもと、実効性のある資源管理の取組みを進めること。 【継続】</p>

VII 海洋性レジャーとの調整等について

本県委員会要望	連合会 要望事項	国の回答	令和8年度 要望(案)
<p>ミニボートによる危険行為の防止について 1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とするとともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボ</p>	<p>3 ミニボートによる危険行為の防止 ① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置 海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装</p>	<p>【水産庁】 1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとした。 2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリン</p>	<p>ミニボートによる危険行為の防止について 1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とするとともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボ</p>

<p>一ト製造・販売業界を強く指導すること。</p> <p>また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、可能なものについては設置の義務化の検討を行うこと。</p>	<p>置等の設置を義務化すること。安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。</p>	<p>レジャー関係団体と意見交換を行っているところである。</p> <p>3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p>	<p>一ト製造・販売業界を強く指導すること。</p> <p>また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、可能なものについては設置の義務化の検討を行うこと。</p>
<p>2 海面における航行区域（距離）の制限、夜間航行の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、ミニボートの登録制度や船舶検査制度の導入など、実効性のある対策を講じること。</p>	<p>② 安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握</p> <p>ミニボート等（S U P を含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。</p> <p>海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることしたい。ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。</p> <p>3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p>	<p>2 海面における航行区域（距離）の制限、夜間航行の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、ミニボートの登録制度や船舶検査制度の導入など、実効性のある対策を講じること。</p>

【国土交通省海事局】

ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知しています。

しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関等と連携し、誰でも参加できるミニボート講習会を案内しています。

国土交通省においても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参ります。

[\[継続\]](#)

漂流したミニボートが、救難活動に支障を及ぼすことがないよう、海上交通のルールやミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、国土交通省では、業界団体と連携し、安全啓発活動に取り組んでいます。

漂流しているミニボートの利用者を特定するために、国土交通省では、HPに掲載している「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」において、ミニボートに連絡先を記載しておくことを推奨し、万が一流出した場合に海上保安庁へ連絡することを案内しています。

なお、国による船舶の登録制度については、売買時のトラブルの防止や信用販売の円滑化等を図るほか、放置艇の適正な保管場所への誘導や不法投棄の未然防止のために実施しているものですが、財産価値が低いこと等の理由から、**小型で小馬力の船舶などは、対象外**としています。

また、ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、航行できる水域が限られることから、**船舶検査の対象とする必要性は低い**と考えています。

いずれにせよ、ミニボートの海難事故の減少に向け引き続き実効性のある対策を検討実施していきたいと考えています。

[\[継続\]](#)

<p>3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行なった場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。</p> <p>継続</p>	<p>④ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化</p> <p>ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。</p> <p>賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。</p> <p>日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。</p> <p>継続</p>	<p>【水産庁】</p> <ol style="list-style-type: none"> ミニボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。 日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象であり、スポーツやレクリエーション用のミニボートは当該責任保険の対象になっている。 なお、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくならないため、ゴムボートはプレジャーボート責任保険の対象となっていないが、船底がFRP成型されている推進器付きゴムボートについては、漁船等の被害が大きくなる恐れがあるため、漁業者保護の観点から当該責任保険の対象となっているところである。 プレジャーボート責任保険は、漁船保険事業の実施に支障のない範囲において、日本漁船保険組合が行う任意保険事業であるため、ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。 <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現行のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えております。</p> <p>また、ミニボートの利用者に対しては、プレジャーボート保険への加入を促すことを含めて安全啓発を行っている（パンフレットの配布等）ところ、今後も保険の加入率向上に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、プレジャーボート保険については、様々な損害保険会社等が提供しているところ、「船底がFRPされていない推進器付きゴムボート」を対象としているかは保険商品により異なるため、各保険会社にお尋ねいただければと思います。</p> <p>継続</p>	<p>3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行なった場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。</p> <p>継続</p>
---	--	--	---

(別紙様式 2)

令和 7 年 月 日

三重海区漁業調整委員会 御中

神奈川海区漁業調整委員会
 電話番号 045-210-8555
 担当者名 広瀬 茂

1 政府要望提案

要望

太平洋クロマグロの資源管理について

要望に至った経緯

- 太平洋クロマグロについては、厳しい漁獲管理が実施されているが、定置網漁業については、混獲が避けられず、入網したクロマグロを再放流するため操業時間が長くなり、経営コストが増大するとともに、産地市場においては取扱金額が減少する等、漁協を始めとした地域経済にまで悪影響が広がっている。
- 国ではクロマグロを再放流する技術開発に努めているとのことであるが、実用化まではまだ時間がかかると考えられ、それまでは漁獲枠を管理することが大変困難で、漁業者は強い不安を感じながら操業している。
- 加えて、厳しい漁獲管理により、操業停止を余儀なくされた場合の支援について、当連合会からの要望でも漁業収入安定対策事業の措置では不十分と指摘してきたところ、国においては休漁の際の支援事業を措置されたところであるが、そもそも漁業収入安定対策事業について、漁獲可能量管理は改正漁業法に基づき実施されているにもかかわらず、同事業においては法的な裏付けがない状態となっている。
- 2014 年の WCPFC 北小委員会の議事録に記載されているように、ISC (北太平洋まぐろ類国際科学小委員会) が行った将来予測のシミュレーションでは、現行の漁獲規制を実施した場合、親魚量が 10 年以内に 12 万 4 千トン（漁獲がないと仮定したときの親魚量の 20% に相当）に回復する確率は、加入が低水準の場合は 2%、平均的な加入がある場合は、61% という予測結果であった。そのようなシミュレーション結果に基に、極めて厳しい漁獲規制が実施されたわけである。しかし、実際には、2015 年の漁獲規制実施後、わずか 7 年で、親魚量は 12 万 4 千トンを超えていた。
- 特に、低水準の加入が継続することを想定し、極めて厳しい漁獲規制を実施すべきであると強く主張していたのが、日本の水産庁であったことが、2014 年の WCPFC 北小委員会の議事録に明記されている。不必要に厳しい漁獲規制の実施を強く主張したのが、日本の水産庁であったということも、WCPFC が厳しい漁獲規制を実施することになった要因であると言っても過言ではないだろう。
- クロマグロの漁獲規制実施後、既に、10 年以上が経過したこの時期に、水産庁は、日本で実施されたクロマグロの漁獲規制の妥当性について、事後評価を行うべきである。

- 令和7年度のTACは大型魚が現行の1.5倍、小型魚が現行の1.1倍に増枠された。くろまぐろの国内配分方法については、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会（以下、くろまぐろ部会）が提案した「配分の考え方」に基づいて、配分が実施されたということであるが、「くろまぐろ部会」での議論には疑問点が多くあり、「くろまぐろ漁業者」に寄り添った、科学的、合理的な検討が行われたとは評価することはできない。

要望内容

- 1 ISCが行った将来予測のシミュレーションのもと、極めて厳しい漁獲規制が行われたが、既に、10年以上が経過していることから、水産庁は、日本で実施されたクロマグロの漁獲規制の妥当性について、事後評価を行うこと。
- 2 再放流等のための経営コスト増大については「クロマグロ混獲回避活動事業」等が設置されているが、まだ十分な成果が得られておらず、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来たさないよう、迅速な支払いを、今後とも行うこと。また、今後も厳しい資源管理が継続されることが予想されるため、同事業の継続に努めること。
- 3 資源管理による規制措置により操業停止を余儀なくされる漁業者に対し、国では漁業収入安定対策事業等により、漁業共済制度を上乗せ・補完する補償制度が毎年度予算措置により追加実施されているが、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、これらの支援措置をきちんと網羅し、法的な裏付けのある体系的に整理した制度として継続実施すること。
- 4 令和7年度に増枠されたTACの配分については、負担の公平性という観点から、これまでの負担のアンバランスが是正されるよう、大型魚、小型魚双方に対して、沿岸漁業者への配分を増大し、沿岸漁業者が納得できるような配分とすること。また、上記のTACの配分方法を協議するための検討会を設け、その検討会に各県の沿岸漁業の代表者が参加できることにする。
- 5 令和7年度に増枠されたTACの配分については、「くろまぐろ部会」が提案した「配分の考え方」に基づき、配分が実施された。しかし、「くろまぐろ部会」において、「くろまぐろ漁業者」に寄り添った、科学的、合理的な検討が行われたとは評価できない。については、水産庁は部会・委員に対して、必要な助言・指導を行うこと。

要望

マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について

要望に至った経緯

- 水産庁が公表しているマサバ太平洋系群の資源評価簡易版について、2025年1月17日に公開されたものを「R6年版」、2024年1月19日に公開されたものを「R5年版」と呼ぶことにし、そこで提案されている内容について、両者を比較する。
- 「R6年版」には、図6において「本系群ではMSY等の管理基準値を頑健に推定することが困難と判断した」と記載されているが、困難であると判断し

た科学的根拠が示されていない。

- 「R5 年版」では、MSY 水準 154.5 万トンとなっていたが、「R6 年版」では、MSY 水準の代替値として 62.6 万トンと大幅に低い値が使われている。代替値とは言え、昨年と今年でこんなにも大きく変わってしまう理由が不十分であると考える。
- 「R5 年版」では、MSY が 37.2 万トンとなっていたが、「R6 年版」では、MSY の代替値として 19.4 万トンと大幅に低い値となっている。代替値とは言え、たった 1 年でこれほど大きく変わってしまう理由も不明である。
- 「R6 年版」の図 7において、「最大持続生産量 (MSY) を実現する漁獲圧の代替値 (F_{msy}) として $F50\%SPR$ を提案する」と記載されている。「 $F50\%SPR$ 」を MSY を実現する漁獲圧の代替値 (F_{msy}) として使用してもよいという科学的根拠を示していただくとともに、「 $F40\%SPR$ 」や「 $F30\%SPR$ 」、「 $F20\%SPR$ 」の場合も考慮すべきと考える。
- 「R6 年版」の図 13 に、「親魚量と加入量の関係と 1B ルールに適用した加入量の仮定」という図が示されているが、図 13 の青い太線は加入量の変動を反映しているとはとても思えない。「R5 年版」と「R6 年版」のホッケー・ステックモデルに対して、統計的なモデル選択を実施すれば、「R5 年版」のホッケー・ステックモデルが選ばれると思われる。「R6 年版」のホッケー・ステックモデルを用いると、「R5 年版」以上に、さらに漁獲規制の効果が過小評価される可能性も高くなることが懸念される。
- 「R6 年版」の図 13 では、「加入量は親魚量によらず平均的には過去全期間の幾何平均値（青太線、49.6 億尾）とするが、・・・」と記述されているが、「加入量は親魚量によらない」と言える科学的根拠を示すべきある。親魚量が約 50 万トンの水準以上では、青い太線より下に分布する加入量はなく、すべての加入量が青い太線より上に分布し、親魚量が約 50 万トン水準以下では、多くの加入量が青い太線より下に分布しており、「明らかに加入量は親魚量と正の相関を持っていると思われる」。「加入量は親魚量によらず・・・」と言えるか否かについては、統計的検定を実施して議論すべきである。
- 「R5 年版」の図 8 に、神戸プロットが示されているが、「R5 年版」の図 8 では、すべてのデータが赤の領域に分布していた。しかし、「R6 年版」の図 8 に示された神戸プロットは、赤の領域と黄色の領域が大きく変更されており、黄色の領域の方が大きくなっている。これは、「R6 年版」で、 SB_{msy} の値が大幅に低く設定されたためであるが、わずか 1 年で、神戸プロットがこのように大きく変わってしまっている。
- さらに、「R6 年版」の図 8 を見ると、1970 年から 1978 年までは黄色の領域に分布しているが、それでも漁獲圧の比は F_{msy} の 2 倍以上もあるにも関わらず、親魚量は増大しており、MSY 理論に反する変動を示している。
- 「R5 年版」の図 4 の下に、「2022 年漁期の親魚量は 93.4 万トンであった」とあり、また、表 1 の将来の平均親魚量には、2023 年漁期の親魚量は 97.5 万トンと記載されている。しかし、「R6 年版」の図 4 の下には、「2023 年漁期の親魚量は 14 万トンであった」とある。わずか 1 年でこれほど数値が変わってしまうような資源分析に疑問が生じる。

- 「R6年版」で示された基準値(案)を達成するためには、漁業者に、大きな負担を強いることとなるが、「R5年版」も含め、妥当な資源分析に基づいて、合理的で現実的な漁獲管理が提案されているとはとても思えない結果であり、提案されている内容を受け入れることはとてもできないと考える。

要望内容

- 1 なぜ、50年以上もデータが蓄積されているマサバ太平洋系群に対して MSY 水準すら推定できないのか、MSY 水準が推定できないと判断した理由を説明すること。使用している資源変動の理論（MSY 理論）が誤っているのならば、間違いを認め、海洋環境の変動に基づく新しい資源変動理論を構築し、より科学的な資源管理を実施すること。
- 2 たった1年で、これほどまでに資源評価結果が変わってしまうことに対する説明を行うこと。また、「F50%SPR」を MSY の代替値とする等、科学的根拠を示すことなく、管理基準値を変更するようなことはやめること。また、急激かつ大幅に漁獲量が変更され、漁業者を混乱させるようなことがないように、管理の継続性等にも十分配慮を行うこと。
- 3 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であるが、今回の結果をみると、逆に漁業者の不信感は増え増大しているように思われる。漁業者が納得できる資源分析、管理基準値を提示すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行うこと。
- 4 マサバ太平洋系群の資源を回復するためには、外国漁船による公海上での乱獲を防ぐことも不可欠であることから、国際的な連携体制のもと、実効性のある資源管理の取組みを進めること。

要望

ミニボートによる危険行為の防止について

要望に至った経緯

- 海上保安庁によると、~~近年、船舶~~の海難事故隻数は減少傾向にあるが、~~ミニボートは令和5年も増~~削除~~る。も過去5年間で最も少なくなっています。(令和5年：ミニボート事故 107 隻、前年度比 +1△11 隻)~~

- ミニボートは、船舶検査も小型船舶操縦免許も不要で航行区域の制限もなく、船舶の操縦や安全性についての講習の受講機会も少ないということもあります。転覆や機関故障などの事故が多発している。

また、ミニボートはその構造上、漁船から見えにくくレーダーにも映りにくいため、漁船との衝突事故の危険性を抱えるとともに、定置網、養殖用イケス、ブイへの接近・破損など漁業操業にあたっての妨害要因ともなることも懸念される。

- 国においても、民間団体と連携しつつ、利用者への啓発活動や、必要な知識や装備、技術等を総合安全情報サイト(ウォーターセーフティガイド)を通じて発信しているが、ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び人命の安全確保、さらに漁業操業妨害行為防止のためにには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。

要望内容

- 1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボート製造・販売業界を強く指導すること。
また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、可能なものについては設置の義務化の検討を行うこと。
- 2 海面における航行区域（距離）の制限、夜間航行の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、ミニボートの登録制度や船舶検査制度の導入など、実効性のある対策を講じること。
- 3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行なった場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。

2 会議議題提案（他海区への情報提供や質問、提案事項等）

議題

なし

内容

【提出締切】令和7年9月19日（金）